

答 申 第 3 号
平成30年3月13日

鎌ヶ谷市議会議長 勝又 勝 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年11月21日付け鎌議第726号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 「鎌議第359号、平成29年7月7日付の基となった起案書」に関する公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が公文書の開示を請求した「鎌議第359号、平成29年7月7日付の基となった起案書」（以下「本件対象文書」という。）について、鎌ヶ谷市議会（以下「処分庁」という。）が行った公文書開示請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

公文書開示請求拒否決定の取消しを求める。

(2) 審査請求に至るまでの経過

ア 審査請求人は、平成29年7月11日付けで処分庁に対し、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により、本件対象文書の開示を求める公文書開示請求を行った。

イ 処分庁は、本件対象文書が鎌ヶ谷市情報公開条例第8条第1号に該当し、特定の個人が識別されることにより、個人の権利を侵害するおそれがあることを理由として、条例第12条第2項の規定により本件処分を行い、平成29年7月25日付け鎌議第390号公文書開示請求拒否決定通知書により、審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、審査庁に対し平成29年8月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

3 審査請求人及び処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

本件対象文書は、議長名で議員宛てに提出された平成29年7月7日付け鎌議第359号の基となった起案書である。

起案文書の作成に関わるのは、条例第8条第1号ウに規定する公務員であり、仮に個人情報が含まれている場合であっても、条例第9条第2項に規定する「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分」は、開示されなければならない。

(2) 処分庁の主張

ア 本件の対象となる公文書は、文書の作成者から市議会議長に提出された文書に対する回答を行うための起案書である。

イ 文書作成者が文書を市議会議長に発出したこと、当該文書に対する回答を行うことは、本件対象文書の作成に関わった関係者又は当該文書作成者以外、知りうるができない情報であり、本市が公表している公文書の文書管理簿（文書目録）においては、本件対象文書の文書件名（標題）及び発信者・あて先を非公表としているところである。

ウ 処分庁は、当該起案書が当該文書作成者の個人情報に該当し、個人のプライバシーを害するおそれがあるものとして、請求拒否（公文書の不開示）を決定したものであり、当該決定は、違法・不当なものではないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

4 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件の対象となる公文書は、文書作成者から市議会議長に提出された文書に対する回答を行うための起案書と解される。

(2) 本件対象文書の不開示について

本件対象文書について、条例第8条第1号の規定に該当する理由の説明を処分庁に求めたところ、本件対象文書には、文書作成者から市議会議長へ文書が提出されたこと、市議会議長から当該文書作成者に対して文書に対する回答を行うことに係る伺いを行う内容が記載されており、起案書に記載している内容は、当該文書作成者が知られたくない個人のプライバシーを害するおそれがあると判断したものであり、市が鎌ヶ谷市文書管理規程（平成11年鎌ヶ谷市訓令第10号）第25条の規定により公表している文書管理簿（文書目録）においても文書件名及び差出人名・宛名を非公表としているとのことであった。

また、審査請求人は、「起案文書の作成に関わるのは、条例第8条第1号ウに規定する公務員である」との主張をしており、本件対象文書のうち公務員に該当する部分は開示すべきとすることへの説明を求めたところ、個人のプライバシーを害するおそれがある部分を除いた部分は、本件対象文書の起案日、起案者及び決裁者の印影であり、条例第9条第1項ただし書で規定する「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。」に該当するものと判断したものであるとのことであった。

(3) 本件処分について

処分庁は、審査請求人による本件対象文書の開示を求める公文書開示請求に対して、本件対象文書に特定の個人のプライバシーを害するおそれがある情報が記載されており、当該情報を除いた部分に有意な情報が記録されていないことを理由として本件処分をしたことが認められる。

(4) 本件処分の妥当性について

審査会は、1点目として、処分庁が不開示情報として判断した条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり、特定の個人のプライバシーを害するおそれがある情報として不開示とした処分の妥当性を審査した。

本件対象文書の内容を確認したところ、件名及び内容欄に記載された情報は、文書作成者からの文書に対する市議会議長から当該文書作成者への回答を行うことに係る伺いを行う内容となっている。この内容から、当該文書作成者から市議会議長へ文書が提出された事実が分かる内容であり、この情報が当該文書作成者が知られたくない個人のプライバシーを害するおそれがある情報としたことに不自然・不合理な点は認められない。

次に、2点目として、個人のプライバシーを害するおそれがある情報を除いた部分を含めて不開示とした処分の妥当性を審査した。

本件対象文書の情報のうち、個人のプライバシーを害するおそれがある情報を除いた部分は、簿冊名、起案日、決裁日、文書分類記号、決裁区分、保存期間、起案者、決裁、文書主任、公印確認及び文書番号であることが認められた。

条例第9条第1項の規定では、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」としており、原則として、簿冊名等を開示すべき情報であると認められる。

また、市が公表している文書管理簿（文書目録）においても、文書件名（標題）及び発信者・あて先以外の文書番号、文書分類記号、決裁日又は処理完了日等は公表しているところである。

しかし、条例第9条第1項ただし書では、「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」とされており、当該開示すべき情報の内容を確認したところ、有意と考えられる情報は記録されていないものと認められることから、処分庁の説明に、不自然・不合理な点があるとは認められない。

以上のことから、処分庁が行った本件処分は妥当であることが認められる。よって、本件処分について、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。